

介護予防小規模多機能型居宅介護小規模多機能ホームときわ苑

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(久慈広域連合指令第 205 号)

※当事業所はご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の配置状況	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6	苦情の受付について（契約書第 18 条参照）	8
7	運営推進会議の設置	8
8	協力医療機関、バックアップ施設	8
9	非常火災時の対応	9
10	緊急時の対応	9
11	サービス利用にあたっての留意事項	9

1 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 有限会社 中塚 |
| (2) 法人所在地 | 岩手県久慈市源道第 1 2 地割 1 0 6 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 1 9 4 - 5 3 - 0 7 2 2 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 中塚 邦佳 |
| (5) 設立年月日 | 平成 5 年 9 月 3 日 |

2 事業所の概要

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 |
| | 平成 2 1 年 3 月 2 7 日 久慈広域連合指令第 2 0 5 号 |
| | 介護保険事業所番号 0 3 9 0 7 0 0 0 1 1 |

- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホームときわ苑
- (4) 事業所の所在地 岩手県久慈市湊町第14地割103番地
電話番号 0194-53-2275
FAX 0194-53-2276
- (6) 事業所長 (管理者) 氏名 門渡 美智代
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び泊まりサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成21年4月1日
- (9) 登録定員 25人(通いサービス定員15人、泊りサービス定員9人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。泊りサービスの際に利用される居室は個室です。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9室	
宿泊室		電動ベット(サイドレール付)9室、ローチェスト(家具小)9室、	
食堂		テーブル、椅子、テレビ、ソファ	
浴室		浴槽2台、ホーミリフト固定型1基	
消防設備		スプリンクラー、自動火災報知機、非常通報装置、消火器	
その他		施設中央に木製デッキ設置	

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 久慈広域管内
※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスをご利用できません。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9:30～16:00
訪問サービス	随時
泊まりサービス	月～日 17:00～9:30 (受け入れ時間16:30まで)

※受付・相談については、月～金の8:30～17:30となります。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1 管理者	1 人	0 人		1 人	事業内容調整
2 介護支援専門員	1 人	0 人	1.0 人	1 人	サービスの調整・相談業務
3 介護職員	8 人	5 人	9.4 人		日常生活の介護・相談業務
4 看護職員	1 人	1 人	1.6 人	1 人	健康チェック等の医務業務
5 事務員	1 人	0 人	1.0 人	1 人	経理・総務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1 管理者	勤務時間 日勤 8：30～17：30
2 介護支援専門員	勤務時間 日勤 8：30～17：30
3 介護職員	日勤 8：30～17：30
4 看護職員	早番 7：00～16：00
5 事務職員	遅番 10：00～19：00
	夜勤 17：00～翌9：00
	宿直 19：00～翌7：00
	その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象サービス） (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付対象外サービス） |
|--|

<介護保険の給付の対象となるサービス>

以下のサービスを利用した場合の自己負担額は、介護保険負担割合証により定められ1～3割の自己負担額となります。残りの7～9割は介護保険から事業所へ給付されます。ア～エのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ・訪問サービス実施のための必要な物品など（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品授受

③ ご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う飲酒及び喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 泊まりサービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

エ 介護予防 小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護宿泊サービス

事業所の定員に空きがあり、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に宿泊室に空きがある場合、緊急時の宿泊サービスを提供します。

<サービス利用料金> (※料金表別紙参照)

(1) 介護予防 小規模多機能型居宅介護

- ① 通い・訪問・泊まり（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額、給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。
- ② 月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引きまたは増額はいたしません。
- ③ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割料金をお支払いいただきます。なお、この場合の登録日は、利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となり、登録終了日は、利用者と当事業所の利用契約を終了した日となります。

(2) 介護予防小規模多機能居宅介護（短期利用）

- ① 1日ごとの料金となり、最大7日間の利用が可能となります。
- ② 登録日は、利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となります。
- ③ 登録終了日は、利用者と当事業所の利用契約を終了した日となります。
- ④ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
- ⑤ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（料金表参照）
- ⑥ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

<各種加算> ※別紙料金表参照

(1) 初期加算

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の

期間については、初期加算として加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び開始した場合も同様です。

(2) サービス提供体制強化加算

介護従事者の専門性キャリアに加算されるサービス提供体制強化加算として、自己負担が必要となります。

- ① 加算（Ⅰ）： 従業者の総数にのうち介護福祉士の割合が70%以上
- ② 加算（Ⅱ）： 従業者の総数にのうち介護福祉士の割合が50%以上
- ③ 加算（Ⅲ）： 従業者の総数にのうち介護福祉士の割合が40%以上又は、常勤職員が60%以上、勤続年数7年以上の者が30%以上

(3) 総合マネジメント体制強化加算

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護師等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている加算として加算（Ⅰ）又は加算（Ⅱ）の自己負担が必要となります。

(4) 処遇改善加算

介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上のため、処遇改善加算として①～④自己負担が必要となります。

- ① 加算Ⅰ：事業所内の経験・技能のある職員を充実していること。
- ② 加算Ⅱ：総合的な職場環境の改善による職員の定着促進を行っていること。
- ③ 加算Ⅲ：資格や経験に応じた昇給の仕組みを整備していること。
- ④ 加算Ⅳ：介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等を行っていること。

(5) 科学的介護推進体制加算

介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から評価と科学的介護の取り組みを評価する加算として、自己負担分が必要となります。

(6) 生産性向上推進体制加算

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入及び職員の負担軽減に資する取り組み、生産性ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、業務改善の取り組み効果のデータ提供を行う加算として（Ⅰ）又は（Ⅱ）の自己負担が必要となります。

<サービスのお支払方法>

サービス利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払下さい。

- ① 事業所での現金支払
- ② 銀行振込
- ③ 自動口座引落し

【銀行振込の場合】

東北銀行久慈支店 (とうほくぎんこうくじしてん) ゆうげんがいしゃなかつかだいひょうとりしまりやくなかつかくによし 普通預金No.3 2 1 2 5 2 1 (名義) 有限会社中塚代表取締役 中塚邦佳

<利用の中止、変更、追加>

- (1) 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を、提供するものです。
- (2) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- (3) 介護保険対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金(自己負担相当額)の50%

- (4) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型介護予防居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面にて記載してご契約者に説明の上交付します。

6 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口【管理者】門渡 美智代
 - ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30（祝祭日は除く）
- また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久慈市包括支援センター	所在地 岩手県久慈市旭町8-100-1 電話番号 0194-61-1112
久慈広域連合	所在地 岩手県久慈市中町一丁目67 電話番号 0194-61-3355
岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情処理窓口）	所在地 岩手県盛岡市大沢川原3丁目7番30号 電話番号 019-604-6700
岩手県社会福祉協議会	所在地 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 電話番号 019-637-4466

7 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等。

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

久慈恵愛病院所在地岩手県久慈市湊町17-100

電話番号 0194-52-2311

宮澤歯科医院所在地岩手県久慈市八日町1-37

電話番号 0194-53-0390

介護老人保健施設樺の里所在地岩手県久慈市小久慈町16-12-1

電話番号 0194-59-3181

9 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご契約者も参加して行います。

＜消防用設備＞

・スプリンクラー・自動火災報知機・非常通報装置・消火器

＜地震、大水害等災害発生時の対応＞

・サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な処置を講じます。

・管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認、災害時には避難等の指揮をとります。

10 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医や協力機関等に連絡する等の必要な処置を講じ、市町村、当該利用者の家族に連絡します。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

11 サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険割合証を提示してください。

(2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) 事業所内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者所在地久慈市湊町第14地割103番地

小規模多機能ホーム ときわ苑

代表取締役 中塚 邦佳 ⑩

説明者氏名 坊良 康子 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所
氏名 ⑩

代理人住所
氏名 ⑩